

## 国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和7年6月25日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
12	仕掛	R7.3.21	令和6年度 第4回検討会	給付管理機能の実装要否について	令和5年度に実施した国保標準仕様書【第1.2版】の検討において、給付管理機能について、国保標準仕様書に示した機能を利用せずに標準化対象外システムにて対応している市区町村が存在することが想定されるため、このような市区町村においては当該機能を実装しなくてもよいものとする規定を追加するかについて議論した結果、当該機能を国保システムに実装しない場合、機能別連携仕様に沿った他システムとのデータ連携ができなくなること等が懸念されることから、規定の追加は見送り、継続検討事項としていたところ。 給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel等）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよい」といった照会があり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、国保標準仕様書において規定している給付機能については、「市区町村がシステム化不要と判断し、かつ国民健康保険システムを提供するベンダーによって給付管理機能を構築しない対応（非活性化等も含む）が可能な場合においては必ずしも国民健康保険システムに実装する必要はない。」旨を本紙に記載する方針（案）について、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。	【6/11】 厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、国保標準仕様書において規定している給付機能については、「市区町村がシステム化不要と判断し、かつ国民健康保険システムを提供するベンダーによって給付管理機能を構築しない対応（非活性化等も含む）が可能な場合においては必ずしも国民健康保険システムに実装する必要はない。」旨を本紙に記載する方針（案）について、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。 【6/25】 第1回合同WTにてお示した本紙の記載案について、国保標準仕様書【第1.5版】（案）に反映した。	事務局		
13	未着手	R7.6.11	令和7年度 第1回合同 WT	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。	【6/11】 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても継続して検討が行われている状況である。 このような状況を鑑み、国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定。 【6/25】 国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定とする。	事務局		